

地域型保育事業の利用定員等について

資料5

1、概要

現在、独自事業として実施している小規模保育事業について、子ども・子育て支援法施行に伴い、児童福祉法上の認可事業及び特定地域型保育給付の対象事業となる。

児童福祉法第34条の15第4項の規定により家庭的保育事業等の認可をしようとするとき、また子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

2、小規模保育事業（実施施設一覧）

NO	施設名	設置主体	住所	連携施設	類型	利用定員(人)		
						0歳	1・2歳	計
1	A 事業 ※1	有限	本町	保育園	B型	3	16	19
2	B 事業 ※1	社福	常盤平	保育園	B型	3	16	19
3	C 事業 ※1	社福	松戸新田	保育園	B型	3	6	9
4	D 事業 ※1	学校	新松戸	幼稚園	A型	—	10	10
5	E 事業	社福	上本郷	保育園 ※2	B型	—	12	12
6	F 事業	社福	馬橋	保育園 ※2	B型	6	12	18
7	G 事業	社福	日暮	保育園	B型	—	12	12
8	H 事業	社福	松戸	保育園 ※2	A型	4	12	16
	計					19	96	115

設置主体 社福:社会福祉法人 学校:学校法人 有限:有限会社

※1 子ども・子育て支援新制度施行に先立って平成26年度に事業開始しています。(その他の施設は、平成27年4月1日開園予定です。)

※2 連携する保育施設を複数設定